

1. 本ガイドラインの目的

石川県における都市計画道路は、金沢都市計画において、昭和5年に都市決定されたのが最初であり、既に70年余りが経過している。その後、都市計画法の改正や高度経済成長期等、その時々
の社会のニーズに応じ見直しが行われてきた。

現在、本県の都市計画道路は、全体で517路線、1,064kmであり、そのうち53%が整備済、約24%、255kmが未着手となっている。また、未着手のうち、決定から20年以上経過しているものは、8割を超えている。

都市計画道路の多くは、高度経済成長期に人口の増加、市街地の拡大等を前提に定められてきた。しかしながら、近年、人口の減少や少子高齢化の進行、地球環境問題等、社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、まちづくりの方向性が変化し、道路の必要性が変化しているものも存在すること、さらに、公共投資の縮減により、都市計画道路についても、より一層の効率的な整備が求められていること等から、本県においても都市計画道路の見直しが必要となっている。

本ガイドラインは、都市計画決定後、長期間事業が未着手の都市計画道路等について、現在の情勢に照らし合わせ、計画の必要性や事業実現性を評価し、計画の継続、変更、廃止等の見直しの方向性を策定するための考え方と手順等を示すものである。

今後、県及び各市町においては、本ガイドラインの活用により、適正な都市計画道路網の策定に向けた見直し作業に取り組むものである。

なお、本ガイドラインのSTEP6において、各市町が都市計画道路網再編(案)を策定することとなっており、見直しの方向性に基づき、変更・廃止対象路線については、十分な住民合意を得て計画決定手続きを行うこととする。